

### 3 役員に関して変更があった場合

NPO法人は、次のような役員の変更があった場合には、藤井寺市長あてに「役員変更等届出書」を提出しなければなりません。（なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。）

- ① 新しく役員が就任した場合（欠員補充、増員を含む）
- ② 役員の氏名・住所に変更があった場合
- ③ 役員が再任された場合
- ④ 役員が任期満了で退任した場合
- ⑤ 役員が死亡した場合
- ⑥ 役員が辞任した場合
- ⑦ 役員が解任された場合

再任の場合も藤井寺市への届出と登記の変更が必要です。役員の任期は2年以内なので、メンバーの入れ替わりがなくても少なくとも2年ごとに再任の届出、登記の変更を行ってください。

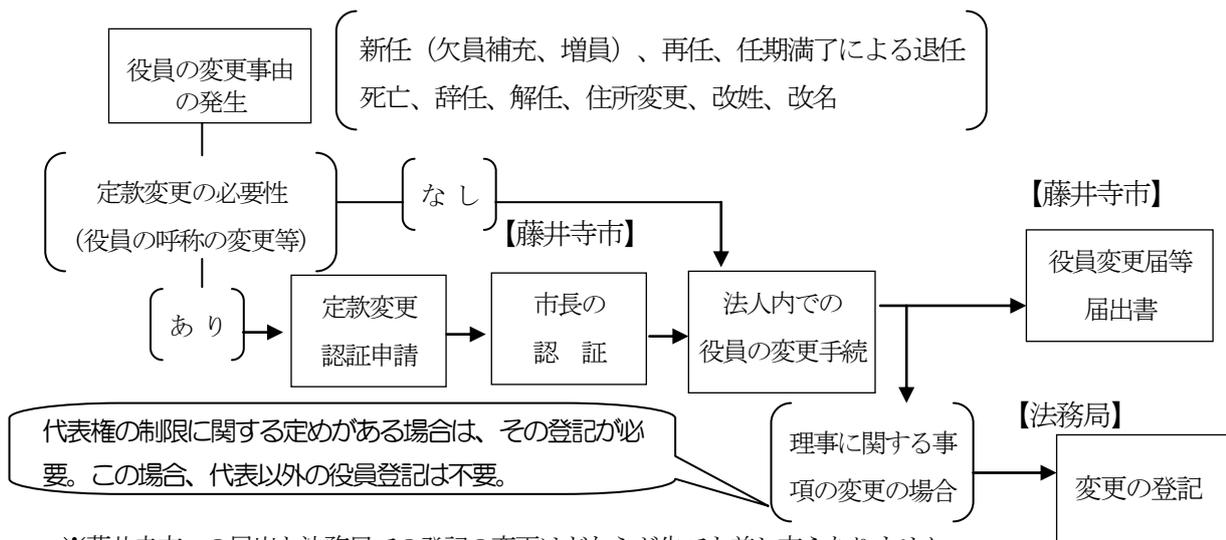
役員の選出は、定款の定めに従って行わなければなりません。また、その他にも、欠格事由などNPO法に定めがあります。4ページの「役員に関すること」を参照してください。

#### 【必要な書類】

順番	書類の名称	ページ	部数	チェック
1	役員変更等届出書（様式第4号（第4条関係））	84	1部	
2	変更後の役員名簿	85	2部	
3	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー）（新任の場合のみ）	86	1部 ※	
4	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）（新任の場合のみ）	87	1部 ※	

※ 3及び4の書類は、新任（理事であった役員が監事となった場合（逆のケースも同じ）を含む。）の場合のみ提出してください。

#### 【手続の流れ】



※藤井寺市への届出と法務局での登記の変更はどちらが先でも差し支えありません。

※定款変更が生じた場合は遅滞なく藤井寺市へ総会議事録のコピーと変更後の定款（2部）を提出しなければなりません。